

土岐市総合計画審議会規則

土岐市総合計画審議会運営規則（昭和44年土岐市規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、土岐市総合計画策定条例（平成26年土岐市条例第17号）第3条第4項の規定に基づき、土岐市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の委員）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 公募により選出された者
- （3） 関係諸団体の代表者
- （4） その他市長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員会）

第5条 会長は、特別の事項を調査審議させる必要があるときは、審議会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に属すべき委員は、委員のうちから、会長が指名する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、専門委員会に属する委員の互選により定める。

4 委員長は、専門委員会の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。